

平成 26 年 2 月 28 日策定

令和 5 年 3 月改定

横浜市立並木第一小学校

児童支援運営部

## 並木第一小学校いじめ防止基本方針

文部科学省及び横浜市基本方針を受け、また、「いじめ防止対策推進法」をもとに、学校及び学校の教職員の責務(第8条)から、基本理念にのっとり、「いじめ」は絶対許されない行為であり、違法行為であることを本校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所、警察署等の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。また、在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有するところから並木第一小学校の「いじめ防止基本方針」を策定する。

### 1 目的

いじめ防止対策推進法の公布を受け、いじめの防止・早期発見・いじめの対策を推進することで、いじめ防止を啓発・未然防止するための対策を総合的かつ効果的に対応していくことを目的とする。

### 2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### 3 横浜市基本方針

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

### 4 いじめを防止するための基本的な方向性

#### 未然防止、早期発見に努める

#### 【いじめの起こらない風土をつくる】

##### ○規範意識の育成

- ・「学校の約束」を大切にする学級づくり
- ・「自分がやられて嫌なことは人にもしない」を「学校生活のやくそく」にも載せ、家庭と協力してルールを守る子ども育てをする

##### ○学力保障

- ・わかる授業の工夫…支援を必要とする子どもにとって分かりやすい板書や活動を考えたり、教材の研究をしたりする。児童のつまづきを知り、そのつまづきを取り除く手立てを講じる。

## ○自己有用感の育成

- ・誰もが参加、活躍できる授業や行事を考えて、「自尊感情」「自己有用感」を育てる
- ・自ら人と関わる事の喜びや大切さに気づき、互いに関わり合いながら絆づくりを進め「他人から認められている」「他人の役に立っている」といった自己有用感をもてるようにする

## ○アセスメントシート、よこはまプログラム実施(年2回)

- ・友人関係、集団づくり、社会性育成を図るため、前期1回、後期に1回はアセスメントシートの作成をして、その結果を基に、よこはまプログラム等から伸ばしたいスキルを選択して行う。アセスメントの結果を学年や低、中、高学年ブロックで話し合うことにより、学級や児童の実態を多方面から把握する。

## ○いじめに関するアンケート実施(年4回)

- ・早期発見に努める。児童のささいな変化を把握する。

## ○児童会を中心にした人権を守る活動

- ・各クラス人権目標(みんなえがお宣言)を設定し人権を守る活動に取り組む

## ○道徳、異学年交流の充実

### **それでもいじめが起きてしまったら**

#### **【早期対応をする】**

##### 〈初期対応〉

- ・校内対策チームを直ちに編成し、事実把握と指導の方針等を検討
  - ・校内対策チームの役割分担(情報集約、記録、保護者対応)を明確にする
  - ・二次的トラブルの防止対策を徹底する
- 当該児童からの丁寧な聞き取りと心のケア
  - 当該児童の意向を生かした正確な実態把握と関係児童への聞き取り及び指導
  - 当該児童の保護者への説明及び対応についての確認
  - 当該児童の保護者に寄り添った関係児童・保護者への説明及び指導の依頼

##### 〈長期的対応〉

- 複数の目による定期的な状態チェック(アンケート活用)
- 職員は5WIH(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)を報告及び情報交換し、いつでも情報を共有
- 児童が気軽に相談できる機会の設定、窓口づくり
- いじめを否定する児童間の風土づくり

### **組織としての対応**

#### **【いじめ対策校内委員会】**

管理職、当該学年担任、主幹教諭、教務主任、児童支援専任、養護教諭  
必要に応じて…スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

#### **【学校いじめ防止対策委員会の運営】**

#### **【他機関との連携】**

- 金沢警察署、南部児童相談所、子ども家庭支援センター、南部学校教育事務所
- いじめに関わる相談ができる体制を整える
    - ・定期的な教育相談の実施
    - ・相談しやすい関係づくり、環境の整備
    - ・カウンセラーの効果的活用
  - 教育委員会への報告

## 年間計画

| 月  | 活動内容  |
|----|---|
| 4  | 児童理解研修、児童指導研修、授業参観、懇談会、地域理解研修（地域訪問）、幼保小情報交換、      |
| 5  | いじめ解決のための生活アンケート、個人面談（希望制）、学校説明会、PTA総会、運動会        |
| 6  | 学校家庭地域連絡協議会、学校保健委員会①、学校運営協議会①、Y-P アセスメント①         |
| 7  | 5年宿泊体験学習（三浦）、授業参観、懇談会、地域夏祭り見守り活動、横浜子ども会議（中学校ブロック） |
| 8  | 児童理解指導研修、地域夏祭り見守り活動、横浜子ども会議（区交流会）                 |
| 9  | 6年修学旅行（日光）、個人面談、ふれあい遠足（徒歩）                        |
| 10 | Y-P アセスメント②、4年宿泊体験学習（上郷）、3年区音楽会                   |
| 11 | 道徳授業参観、金沢区小学校個別支援学級宿泊体験学習、学校生活に関するアンケート           |
| 12 | 並一博、人権週間、いじめ解決一斉キャンペーン、個人面談                       |
| 1  | 書写展、作品展、学校保健委員会②                                  |
| 2  | 土曜参観、学校運営協議会②、学校生活に関するアンケート、学校説明会、懇談会、入学説明会資料配付   |
| 3  | 1年間の振り返りと次年度に向けての引き継ぎ事項の確認                        |

※児童指導振り返りは、毎月

※教育相談、幼保小交流など、通年実施

5 相談窓口（時間が書かれていても、祝日、休日、年末年始等は受付していない機関もあります）

教育相談 **：横浜市立並木第一小学校 045-774-0521**（担当職員：教員、カウンセラー）

学校生活あんしんダイヤル：**教育総合相談センター 045-663-1370**（火～金、9:00～17:00）

いじめ110番 **：教育総合相談センター 0120-671-388**（24時間）

一般教育相談 **：教育総合相談センター 045-671-3726**（月～金、9:00～17:00）

電話児童相談室 **：横浜市児童相談所 045-260-4152**（月～金 9:00～17:30、土 9:00～16:30）

療育に関する相談等：**南部地域療育センター 045-774-3831**（月～金、8:45～17:15）

学校生活、家庭生活など：**横浜市教育文化研究所 045-253-8142**（月～金 9時～12時、13時～16時）

おうちのなやみ **：よこはま子ども虐待ホットライン(横浜市) 0120-805-240**（24時間）

子どもの声をうけとめる電話：**よこはまチャイルドライン 0120-433-339**（月水木 16:00～21:00）

学校でのいじめ、心配な友達：**24時間子供 SOS ダイヤル 0120-0-78310**（全国共通、各教育委員会等）